

大阪市環境白書の刊行にあたって

私たちは、さまざまな自然の恵みを受けるとともに、科学技術・産業経済の発展に支えられて便利で豊かな生活をしていますが、その反面、廃棄物処理、資源枯渇、水・大気・土壌汚染、地球温暖化など、私たちを取り巻く環境問題は世界規模で多様化、深刻化しています。

このような問題の解決を図るため、本市においては、平成 23 年に新たな「大阪市環境基本計画」を策定し、都市環境、自然環境及び地球環境問題の解決に貢献する大都市をめざした環境施策に取り組んでいます。

平成 27 年 3 月には、大阪府とともに、ヒートアイランド現象の課題を解決し、生活環境・都市環境の改善を図るため、平成 37 年度までに大阪府・市が推進する取組みを示した「おおさかヒートアイランド対策推進計画」を策定し、同計画に基づき、更に対策を効果的に推進します。

また、低炭素社会・新たなエネルギー社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に市民・事業者の皆様との協働により取り組んでいます。

国際協力においても、開発途上国等における環境に適正な技術の普及促進を図るとともに、上下水道及び廃棄物処理など水・環境問題の解決に協力しています。

環境問題は地球規模の問題であるとともに、地域や私たち一人ひとりのライフスタイルの問題でもあります。本書が皆様の環境問題に対する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

大阪市長 吉村 洋文

は し が き

この大阪市環境白書は、大阪市環境基本条例第 9 条に基づく平成 26 年度の環境の状況、環境の保全および創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告です。

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号：環境配慮促進法）第 7 条に基づく環境配慮等の状況を公表するものです。

目 次

第 1 章 大阪市環境基本計画 ……1

第 2 章 各種環境施策

第 1 節 低炭素社会の構築

- 1 市域における取組み……………3
- 2 大阪市役所における取組み……………7

第 2 節 循環型社会の形成

- 1 一般廃棄物対策……………9
- 2 産業廃棄物対策……………13

第 3 節 快適な都市環境の確保

- 1 都市環境の創造……………14
- 2 ヒートアイランド対策……………17
- 3 都市環境の保全と改善
 - 1 大気環境……………20
 - 2 水環境……………24
 - 3 地盤環境……………25
 - 4 化学物質……………27
 - 5 騒音・振動……………29
 - 6 公害苦情の処理……………29
 - 7 公害健康被害の救済等……………30

第 3 章 すべての主体の参加と協働

第 1 節 すべての主体の参加と協働

- 1 環境教育・啓発の推進……………32
- 2 すべての主体による環境保全・創造行動の展開……………34
- 3 環境配慮の推進……………35
- 4 環境をとおした広域連携・国際協力……………36

第 2 節 大阪市の率先行動……………37

第 4 章 環境施策の進捗状況 ……38

用語集 ……41

（注）解説を付している用語については、本文中に*印を付けています。

「本編」・「資料編」…大阪市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000324436.html>